

○岡崎市健康増進法施行細則

平成 16 年 2 月 27 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の施行について、健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）及び健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給食の実施状況の報告)

第 2 条 健康増進法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設（次条において「施設」という。）の管理者は、毎年 1 回、給食実施状況に関する報告書を保健所長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第 3 条 施設の管理者は、健康増進法施行規則第 9 条第 4 号に規定する献立表その他必要な帳簿等を 2 年間保存しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び健康増進に関する事務に必要な様式は、保健所長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 12 月 8 日規則第 58 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。